

札幌市カーリング場内壁面広告事業の公告

下記の広告事業において、市有施設に掲出する民間事業者等の広告を取り扱う広告代理店を募集しますので、参加を希望する方は、下記に従って申請してください。

記

1 申請書類

札幌市カーリング場内壁面広告事業参加申請書

2 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月17日（金）まで
※土曜日及び日曜日を除く。

(2) 受付時間

9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時00分まで

(3) 受付場所

スポーツ局スポーツ部施設課管理係
（札幌市中央区北2条西1丁目1番地70RE札幌ビル9階）

(4) 受付方法

持参

3 募集に付する事項

札幌市カーリング場内壁面広告事業

※詳細は別紙「札幌市カーリング場内壁面広告事業募集要領」のとおり

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業、9広告業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

5 その他

- (1) 参加資格及び参加条件を満たしていない者の申請は受け付けません。
- (2) やむを得ない事情により募集を取りやめる場合があります。

- (3) 申請していただいた方で広告掲出者に選定されなかった方には、令和8年4月20日（月）までに選定結果についてお知らせいたします。
- (4) 提出資料の作成に要する費用は申請者の負担とします。
- (5) 参加を希望する方は、札幌市契約規則等関係規程を遵守すること。

【 問い合わせ先：スポーツ局スポーツ部施設課管理係 TEL 011-211-3045 】